

バス運行助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本市及びその周辺地域（以下「本市域」）において開催されるコンベンションに伴い運行されるバスの借り上げ経費の一部を助成することに関し必要な事項を定め、コンベンションの開催を促進し、本市域における地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるバスは、当協会のコンベンション開催助成金交付要項又は、スポーツコンベンション開催助成金交付要項に定める要件を満たす参加者300名以上のコンベンション又はスポーツコンベンション（以下「コンベンション」という。）の開催に伴って運行されるものとし、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2箇所以上の会場（懇親会会場を含む）間で運行されるもの。
- (2) 視察研修旅行、エクスカーション等旅行の交通手段として運行されるもの。

2 前項の規定にかかわらず、本市域の活性化に大きく寄与するものであると代表理事が特に認めたものは、交付の対象とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、バス借り上げ料金の2分の1とし、コンベンション開催助成金又はスポーツコンベンション開催助成金の交付額若しくは30万円のいずれか低い額を上限とする。但し1万円未満は切り捨てる。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該コンベンション開催予定の1ヶ月前までに次に掲げる書類をコンベンション開催助成金またはスポーツコンベンション開催助成金の申請書と併せて代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) コンベンション開催計画書又はスポーツコンベンション開催計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他代表理事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 代表理事は前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定をするものとする。

2 代表理事は、前項により助成金の交付の決定を行ったときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 申請者は、当該コンベンション終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。

- (1) 完了報告書(様式第3号)
 - (2) 収支決算書
 - (3) バス借り上げ代金の支払いを証する書類の写し
 - (4) 大会資料等コンベンション又はスポーツコンベンションの開催状況がわかる資料
 - (5) その他代表理事が必要と認める書類
- 2 申請者は、当該コンベンション終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出ができないときは、遅延理由書(様式第4号)を提出し、その事由について報告しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断したときに限り、当該コンベンション終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる提出書類を受理するものとする。

(交付額の確定)

第7条 代表理事は、前条の報告を調査のうえ、交付額を確定し、交付額確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の確定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書(様式第6号)により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

(助成金の交付)

第9条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第7条により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

(中止等)

第10条 申請者は、第5条により助成金の交付決定を受けたバスの運行を中止し、又は主催者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書(様式第7号)を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことが出来る。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
- (2) 第6条第1項に掲げる完了報告がなされない場合及び第6条第2項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
- (3) 第6条第1項に掲げる完了報告の内容が第2条第1項の各号に掲げる要件を満た

していない場合。

- (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
 - (5) 助成金の交付が適当でないとして代表理事が認める場合。
- 2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることが出来る。
- 3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により当該主催者に通知するものとする。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

- この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- この要項は、平成26年11月1日から施行する。
- この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- この要項は、平成29年4月1日から施行する。